

商店街が整備する

防犯カメラの補助率を 引き上げます!

川崎市では、市民の皆様が利用する商店街エリアの安全・安心を確保するため、**商店街が整備する防犯カメラ**に対する補助率を従来の50%から**75%**へ引き上げ、**防犯カメラの設置を推進**します!

商店街が整備する防犯カメラに対する補助については、平成20年度から実施しており、これまでに延べ51団体が利用し、商店街エリアの安全・安心を確保しています。この度、補助率を引き上げるにより、昨今増加している闇バイトなどの犯罪のけん制や、ひったくり等への対策を進め、商店街を中心とした地域における防犯対策を強化します。

制度概要

申請開始は4月1日（火）から！

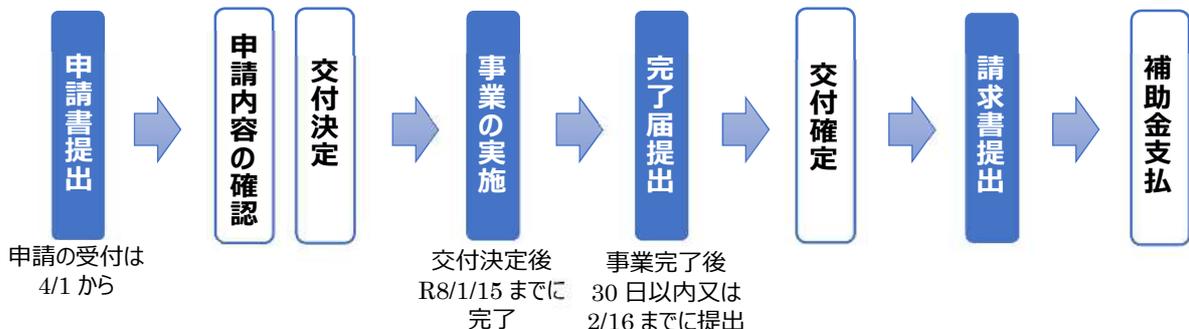
対象事業	補助率	補助上限額	最低事業費
防犯カメラの ① 新設 ② 交換 ③ 修理	3 / 4 以内 (75%) ※変更前1 / 2 以内	法人団体 800万円まで 任意団体 300万円まで	10万円



利用には以下の条件があります。

- ・補助金の交付決定後、
- 令和8年1月15日までに事業完了 ● 令和8年2月16日までに完了届の提出
- ・過去3年以内に本補助金を活用して防犯カメラを整備した商店街は、交換・修理での利用はできません。

手続の流れ



※年内12月26日（金）を目途に郵送、持参又は電子

申請ツールにより申請。

※受付は先着順となります。

※予算の上限に到達次第受付を終了します。

※国の地方創生臨時交付金を活用するため令和7年度限定の引き上げとなります。

<問合せ先>

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 池田
電話 044-200-2353